

(債 權 者 登 録 書)

共同運営受付番号(工事)

共同運営受付番号(物品)

品川区から私に支払われる公金については、下記の口座に振り込んでください。

なお、振込手続き終了の通知は不要です。

↓ 該当する項目に全てチェックを

*振込先口座が複数ある場合は、2つ目以降の口座を「支払金口座振替依頼書(債権者登録書)」

別紙」に記入してください

☐ 新規	→ 全ての項目を記入してください。
☐ 依頼人欄の変更	→ 依頼人欄と登録済みの口座を全て記入し、変更箇所の口にチェックを入れてください。
☐ 振込先口座の (☐ 追加 ☐ 変更 ☐ 削除)	→ 依頼人欄は全て記入し、振込先口座欄は対象の口座のみ記入してください。 *依頼人欄に変更がある場合は、登録済みの振込先口座を全て記入してください。
☐ 登録の削除	→ 全ての項目を記入してください。

品川区長 あて

年 月 日

※区使用欄→		用途区分		☐ 債権債務者 ☐ 2 源泉対象者			
依頼人 (債権者)		☐	フリガナ				
			氏名 (法人名等)				
		☐	フリガナ				
			法人等の 代表者の 職・氏名				
		☐	郵便番号	〒			
☐	住所 (所在地)	都道府県 市区郡					
☐	電話番号	- - 担当：					
※区使用欄→		口座情報		第	口座	使用目的	
振込先 口座		☐	金融機関		銀行 信組 信用	本店	
						支店	
		☐	預金種目	☐ 1普通 ☐ 2当座 ☐ 3貯蓄 ☐ 4その他 ()	支店コード		
		☐	口座番号				
☐	フリガナ						
	口座名義						

注意事項

- ・登録した内容を変更する場合は、新たに「支払金口座振替依頼書(債権者登録書)」の提出が必要です。
- ・登録をしてから2年間支払がない場合は、登録を抹消します。共同運営登録業者で登録が取消された場合は、それに対応する口座登録を取消します。
- ・本書の個人情報とは、「品川区個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき厳正に管理し、公金支払事務以外の目的には使用いたしません。
- ・依頼人(債権者)と振込先口座(口座名義人)が相違している場合には、区担当者より確認を行うことがあります。

お問い合わせ及び提出先

品川区 暮らし・しごと応援センター（品川区 生活福祉課 相談係）

直通:03-5742-9117

※区使用欄

- ☐ 依頼人(債権者)と振込先口座(口座名義人)が相違しているが、振込先口座として誤りがないことを確認済

(受付課担当者)

[illegible]

登録番号